

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料の支払い方法と臓器提供に関する意思表示について～

■保険料の支払い方法について

- 保険料の納め方は、「年金からの支払い(特別徴収)」と「納付書・口座振替による支払い(普通徴収)」の2つの方法があります。
- ご自分の支払い方法については、保険料額決定通知書(納入通知書)をご参照ください。

特別徴収

年金からの支払いとなります。

- お手続きの必要はありません。

・なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。

- ★受給している年金額が、年額18万円未満の方
- ★介護保険とあわせて保険料が年金支給の半分以上を超える方

※この制度に加入してからおよそ半年間は、年金からの支払いができません。

「納入通知書」や「口座振替」でお納めください。

普通徴収

納付書・口座振替 による金融機関での支払い。

- 口座振替に切り替わるまで、数カ月の時間が必要となります。

保険料の支払いを「口座振替」に変更できます

- 納付書、年金で支払いの方は、口座振替に変更することができます。
- 税申告の際、「社会保険料控除」は、保険料を支払う方(口座名義人)が受けられます。

申し出の際には、「本人の保険証、預金通帳、届け印」が必要です。「口座振替」をご希望される方は、住民課国保医療係まで申し出ください。

※「年金」の支払いから変更できる時期は、申し出の時期により異なります。

■臓器提供に関する意思表示ができるようになりました

臓器提供は、病気や事故で臓器が機能しなくなった人に、他の人の健康な臓器を移植して機能を回復させるという医療です。臓器移植に関する法律の改正により、保険証に「臓器提供意思表示シール」を貼付して、臓器を提供するかしないかの意思表示を行うことができますようになりました。

臓器提供意思表示シールは、住民課・温泉支所・洞爺総合支所窓口 に設置しております。また、希望者には郵送いたしますので詳しくは、次のところまで問合せください。

問 合 せ

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601
洞爺湖町住民課国保医療係 ☎74-3002

ご存知ですか？ 障害基礎年金

国民年金の加入中に初診日がある病気やケガなどで障害の状態になったとき、障害認定日において、政令で定められている障害等級の1級または2級に該当した場合、または、障害認定日に該当しない方が65歳の前日までに該当するようになったときに障害基礎年金を受けることができます。

ただし、初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と免除期間(若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)を合わせた加入期間が3分の2以上必要です。(平成28年3月31日

前に初診日があるときは、特例として初診日の前々月までの1年間に保険料を納めていなかった期間がなければ受けられます。)

※20歳前に初診日のある傷病で障害者になったときも20歳から障害基礎年金が受給できます。(本人に一定額の所得がある場合、支給制限あり)。

※障害認定日とは病気やケガにより、初めて医師の診療を受けた日から原則として1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日

※障害等級の1級、2級は身体障害者手帳の等級とは基準が違います。

詳しくは、住民課住民・戸籍年金グループ ☎74-3002へ。